

1/14 朝日

病床確保 特措法で要請へ

大阪府知事 実効性は不透明

大阪府の吉村洋文知事は13日の記者会見で、病床を増やすため、特別措置法に基づく要請を行う方針を明らかにした。特措法31条に基づく。「正当な理由」があれば要請に応じないことができ、罰則規定もない。

吉村知事は「（病床確保には）経営や職員（配置）の問題が一番大きい」としたが、実効性は不透明だ。

特措法31条は「都道府県知事は、医師、看護師、医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を示して、患者等に対する医療を行うよう要請することができる」と定めている。

(久保田信輝)